

重要事項説明書

記入年月日	平成29年9月1日
記入者名	金子 康之
所属・職名	在宅部 有料老人ホームつむぎ苑 施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな)しゃかいふくしほうじん はくじゅかい 社会福祉法人 白寿会		
主たる事務所の所在地	〒 557-0063 大阪市西成区南津守七丁目12番32号		
連絡先	電話番号/FAX番号	TEL 06-6651-2210 / FAX 06-6651-6060	
	メールアドレス		
	ホームページアドレス	http:// www.hakuiuen.or.jp	
代表者(職名/氏名)	理事長 / 飛田忠之		
設立年月日	平成 6年4月22日		
主な実施事業	※別添1 (事業者が運営する介護サービス事業一覧表)		

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)つむぎえん つむぎ苑		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付(一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)		
所在地	〒 557-0063 大阪市西成区南津守七丁目14番33号		
主な利用交通手段	地下鉄四つ橋線北加賀屋駅2番出口 徒歩5分		
連絡先	電話番号	06-6651-2690	
	FAX番号	06-6651-1182	
	ホームページアドレス	http:// www.hakuiuen.or.jp	
管理者(職名/氏名)	施設長 / 金子 康之		
有料老人ホーム事業開始日/届出受理日・登録日(登録番号)	平成 22年1月1日 / 平成 21年10月7日		

(特定施設入居者生活介護の指定)

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773303587
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 22年1月1日
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2773303587
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 22年1月1日

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	なし				
	賃貸借契約の期間	平成 ～ 平成								
	面積	1,919.6 m ²								
建物	権利形態	所有権	抵当権	なし	契約の自動更新					
	賃貸借契約の期間	～								
	延床面積	2,850.8 m ² (うち有料老人ホーム部分				1,345.8 m ²)				
	竣工日	平成 21年10月			用途区分	診療所/有料老人ホーム				
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：						
	構造	鉄骨造		その他の場合：						
	階数	4階		(地上 4階、地階 階)						
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性									
	居室の状況	総戸数	30戸		届出又は登録(指定)をした室数			30室 ()		
部屋タイプ		トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考(部屋タイプ、相部屋の定員数等)	
介護居室個室		○	○	○	○	○	25.28m ²	1		
共用施設	共用トイレ	3ヶ所		うち男女別の対応が可能なトイレ			3ヶ所			
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ			2ヶ所			
	共用浴室	個室 1ヶ所		ヶ所						
	共用浴室における介護浴槽	チェア浴 1ヶ所		ヶ所			その他：			
	食堂	2ヶ所		面積 68.6 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		あり		
	機能訓練室	2ヶ所		面積 34.3 m ²						
	エレベーター	あり(ストレッチャー対応)				1ヶ所				
	廊下	中廊下 2.1 m		片廊下 m						
	汚物処理室	2ヶ所								
	緊急通報装置	居室 あり		トイレ あり		浴室 あり		脱衣室 あり		
通報先 PHS連動ナースコール			通報先から居室までの到着予定時間 即時対応							
その他										
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備 あり		火災通報設備 あり					
	スプリンクラー	あり	なしの場合(改善予定時期)							
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数 2回				

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		安心して生できる環境を提供することで、高齢になっても地域で安心して生活ができ、自己実現の支援ができるように入居者と職員が「こころの”わ”」を紡いでいきます。
サービスの提供内容に関する特色		要介護状態の利用者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の支援及び世話をを行うことにより、要支援・介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施	
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施・委託	調理に係るサービスについては委託（イフスコヘルスケア株式会社）
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
	提供内容	
	サ高住の場合、常駐する者	
健康診断の定期検診	自ら実施	
	提供方法	年1回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添2（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表）
虐待防止		①虐待防止に関する責任者は、管理者の金子康之です。 ②従業員に対し、定期的な虐待予防研修の機会を設けている。 ③法人として苦情相談窓口を設け苦情解決体制を整備している。 ④職員から虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。 ⑤会議、毎日のミーティング内で都度、虐待防止のための啓発、周知を行っている。
身体的拘束		①身体拘束は原則として禁止。三原則（切迫性・日代替性・一時性）に照らし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者の身体状況に応じて、その方法、期間（最長で1ヵ月）を定め、それらを含む入居者の状況、行う理由を記録する。また、家族等への説明を行い、同意書をいただく。（継続して行う場合は概ね1ヵ月毎に行う。） ②経過観察及び記録する。 ③2週間に1回以上、ケース検討会議を開催し、入居者の状態、身体拘束等の廃止及び改善取組等について検討する。 ④1ヵ月に1回以上、身体拘束廃止委員会を開催し、施設全体で身体拘束等の廃止に取り組む。

(介護サービスの内容)

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		<p>①計画作成担当者は、指定特定施設入居者生活介護・指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供開始前に、入居者の意向や心身の状況等のアセスメント等を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容、サービス提供期間等を記載した特定施設サービス計画・介護予防特定施設サービス計画（以下、「計画」という。）を作成する。</p> <p>②計画の作成にあたっては、多様なサービスの提供及び利用に努め、入居者及び家族等に対して、その内容を理解しやすいよう説明し、同意を得たうえで交付するものとする。</p> <p>③計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、入居者の状況やサービスの提供状況について、計画作成担当者に報告する。</p> <p>④計画に記載しているサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回は、計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行う。</p> <p>⑤計画作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。</p>	
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、ペースト食等の提供を行います。	
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。	
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行います。	
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。	
	移動・移乗介助	あり	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	あり	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。	
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。	
	器具等を使用した訓練	なし	
その他	創作活動など	あり	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。	
施設の利用に当たっての留意事項		有料老人ホームつむぎ苑管理規程および居室等の使用細則の各事項を留意	
その他運営に関する重要事項		入居者、同居者及び来訪者が快適で心身ともに充実、安定した生活を営むことに資するとともに、つむぎ苑の良好な生活環境を確保に努める。	
短期利用特定施設入居者生活介護の提供		あり	
特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算		なし
	夜間看護体制加算		なし
	医療機関連携加算		あり
	看取り介護加算		なし
	認知症専門ケア加算		なし
	サービス提供体制強化加算	(I) ロ	あり
	介護職員処遇改善加算	(II)	あり
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	(介護・看護職員の配置率) 3 : 1 以上	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い、通院介身	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	社会医療法人 景岳会 南大阪病院
	住所	大阪市住之江区東加賀屋1丁目18番18号
	診療科目	内科・循環器科・眼科・耳鼻科・外科・整形外科
		泌尿器科、皮膚科、人工透析、放射線科・神経内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	医療法人 慧讃会 吉田内科医院
	住所	大阪市西成区玉出中2丁目12-14
	診療科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	美濃クリニック
住所	大阪市西成区玉出中1丁目4-17	
診療科目	内科	
協力内容	訪問診療、急変時の対応	
	その他の場合：	
協力歯科医療機関	名称	寺嶋歯科医院
	住所	大阪市西成区玉出西2-6-15
	協力内容	訪問診療
その他の場合：		

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合	介護居室へ移る場合		
	その他の場合：		
判断基準の内容	介護量の増大により、入居者にとって安心、安全をより確保できる環境と判断できる場合、住み替えを求める場合があります。		
手続の内容	①医師、看護師、介護士、介護支援専門員等の専門職の意見を聴く。②概ね3ヵ月の観察期間を置く。③本人、身元引受人の同意を得る。		
追加的費用の有無	なし	追加費用	
居室利用権の取扱い	居室差額はなく、居室移動に伴い契約の変更をお願いします。契約変更により利用権は継続するものとします。		
前払金償却の調整の有無		調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容
	便所の変更	なし	変更の内容
	浴室の変更	なし	変更の内容
	洗面所の変更	なし	変更の内容
	台所の変更	なし	変更の内容
	その他の変更	なし	変更の内容

（入居に関する要件）

入居対象となる者	自立、要支援、要介護		
留意事項	中心静脈栄養管理、経管栄養等の医療管理が常時必要な場合、また認知症による周辺症状で他の入居者への迷惑行為がある場合など要相談。		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項	① 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ② 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、3ヶ月以上遅滞するとき ③ 契約居室の水光熱費を3ヶ月以上遅延し、改善をみない場合 ④ 契約書第19条（禁止又は制限される行為）の規定に違反したとき ⑤ 当事業者の承諾なしに同居者を同居させた場合 ⑥ 専有居室の利用権の全部又は一部を他へ譲渡し、または転貸した場合 ⑦ 他の入居者とその関係者及び当事業者職員へ社会的逸脱行為（セクシャルハラスメント・暴力・暴言・窃盗など）を行った場合 ⑧ 共同生活の秩序を乱す行為または施設の品位を汚す行為、他の入居者と共同生活を営むことが不能・困難な場合	
	解約予告期間	一定の猶予期間を設け、解約通知などを書面にて行い、協議の上決定します。	
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	原則として、2泊3日以内の日程で体験入居ができません。 1人1泊2日3食付（当日昼食・夕食と翌朝食）5,400円（消費税込）となります。 1人2泊3日6食付 10,800円（消費税込）となります。 ベッド・タオルなどホテル程度の備品は用意させていただきます。着替えなど身の回りの用意は各自でお願い致します。 体験入居の手続きは、事前申し込みを行ってください。その際、食事・準備品など相談します。なお、その他介護保険外サービス費用は別途負担となります。
入居定員	30人		
その他	特別養護老人ホーム白寿苑と連携し、介護状況を本人・家族の意向をもとに協議し、住み替えを協議します（特養入所申し込みなど相談対応を行います）。		

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数 (実人数)			常勤換算人数	兼務している職種名及び人数
	合計		非常勤		
	常勤				
管理者	1	1		1	生活相談員1名
生活相談員	1	1		1	管理者1名
直接処遇職員					
介護職員	14	9	5	10.7	計画作成担当者3名
看護職員	4	1	3	1.7	機能訓練指導員1名
機能訓練指導員	1		1	0.4	看護師1名
計画作成担当者	3	3		1.5	介護職員3名
栄養士		1		0.5	
調理員			3	3	
事務員			2	2	
その他職員					
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数					40 時間

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
	常勤	非常勤		
介護支援専門員	3	3		
介護福祉士	10	9	1	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	1		1
理学療法士			
作業療法士			
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間 (16時30分～翌9時30分)		
	平均人数	最少時人数 (宿直者・休憩者等を除く)
看護職員	人	人
介護職員	1 人	1 人
生活相談員	人	人
	人	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略)	契約上の職員配置比率	3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	2.1 : 1
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略)	ホームの職員数	
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				あり					
	業務に係る資格等		あり	資格等の名称	社会福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数			2	2					1	
前年度1年間の退職者数			3	1						
就業した業務に従事した経験年数に 応じた人数	1年未満		1	2					1	
	1年以上3年未満	1	3	1			1			
	3年以上5年未満				2					
	5年以上10年未満		1	4		1			1	
	10年以上									
備考										
従業者の健康診断の実施状況		あり								

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式
利用料金の支払い方式		一部前払い・一部月払い方式
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択
年齢に応じた金額設定		なし
要介護状態に応じた金額設定		なし
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		あり 内容： 食費のみ日割り計算にて減額
利用料金の改定	条件	物価変動 税制改正
	手続き	運営懇談会での説明。文書による改定説明と同意書。

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン	
入居者の状況	要介護度	要介護3	
	年齢	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	介護居室個室	
	床面積	25.28㎡	
	トイレ	あり	
	洗面	あり	
	浴室	あり	
	台所	あり	
	収納	あり	
入居時点で必要な費用			
月額費用の合計			
家賃		85,000円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※の費用		
	介護保険外	食費	56,160円
		管理費	30,240円
		ガス代	実費
		電気代	実費
介護保険外費用		(別添2) のとおり	
備考	介護保険費用1割又は2割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添3及び4のとおりです。		

(利用料金の算定根拠等)

家賃	建物の賃貸者料、設備備品費、借入利息等を基礎として、1室あたりの家賃を算定。
食費	厨房維持費、及び、1日3食を提供するための費用。
管理費	掃除、修繕等の介護保険外で対応する部分。
介護保険外費用	上乗せ介護費：長期推計に基づき、要介護者等2人に対し週40時間換算で介護・看護職員を1人以上配置するための費用として、介護保険給付費及び利用者負担によって賄えない額に充当するものとして合理的な積算根拠に基づく。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	基本報酬、加算の利用者負担。
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乗せサービス）	なし
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	1人
	75歳以上85歳未満	7人
	85歳以上	19人
要介護度別	自立	0人
	要支援1	6人
	要支援2	1人
	要介護1	9人
	要介護2	4人
	要介護3	4人
	要介護4	1人
	要介護5	2人
入居期間別	6か月未満	6人
	6か月以上1年未満	2人
	1年以上5年未満	10人
	5年以上10年未満	9人
	10年以上	0人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0人 / 0人
入居者数		27人

(入居者の属性)

性別	男性	6人	女性	21人	
男女比率	男性	22%	女性	78%	
入居率	90%	平均年齢	89.2歳	平均介護度	2

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2人
	社会福祉施設	0人
	医療機関	0人
	死亡者	4人
	その他	0人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人 (解約事由の例)
	入居者側の申し出	人 (解約事由の例) 身体の状態が改善し、在宅復帰したい。

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		社会福祉法人 白寿会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6651-2210 / 06-6651-1182
対応している時間	平日	9:00~17:00
	土曜	9:00~17:00
	日曜・祝日	なし
定休日		日曜日と通年12月31日~1月3日
窓口の名称 (西成区介護保険担当)		西成区保健福祉センター保健福祉課
電話番号 / F A X		06-6659-9857 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (住之江区介護保険担当)		住之江区保健福祉センター保健福祉課
電話番号 / F A X		6682-9857 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (住吉区介護保険担当)		住吉区保健福祉センター保健福祉課
電話番号 / F A X		6694-9859 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (阿倍野区介護保険担当)		阿倍野区保健福祉センター保健福祉課
電話番号 / F A X		6622-9857 /
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (区介護保険担当)		区役所 地域保健福祉課 介護保険係
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	9:15~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (大阪府国民健康保険団体連合会)		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 /
対応している時間	平日	9:00~17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (大阪市有料老人ホーム指導担当)		大阪市福祉局高齢介護施策部介護保険課
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6604
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (有料老人ホーム所管庁)		大阪市福祉局高齢介護施策部介護保険課
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6604
対応している時間	平日	9:00~17:30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 (虐待の場合)		大阪市福祉局高齢介護施策部介護保険課
電話番号 / F A X		06-6241-6310 / 06-6241-6604
対応している時間	平日	9:00~17:30

定休日	土日祝祭日
-----	-------

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおい総合損保
	加入内容	施設で提供しているサービス
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応	事故発生時・緊急時の対応マニュアル	
事故対応及びその予防のための指針	あり	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	
		実施日	平成26年3月1日
		結果の開示	あり
		開示の方法	苑内掲示
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合	
		実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
		開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2回
		構成員	職員、入居者、入居者家族、施設長
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行		ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」並びに、大阪府個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。 		
緊急時等における対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかわを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。 		
大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

- 添付書類：別添1（事業者が運営する介護サービス事業一覧表）
別添2（入居者の個別選択によるサービス一覧表）
別添3（介護保険自己負担額（特定施設入居者生活介護等に関する利用料金表））
別添4（介護保険自己負担額（介護報酬額の自己負担基準表））

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）

住 所

氏 名

様

（入居者代理人）

住 所

氏 名

様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日

平成

年

月

日

説明者署名

(別添1)事業者が運営する介護サービス事業一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	あり	ヘルパーステーション白寿苑	大阪市西成区南津守7-14-33
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	あり	デイサービスセンター白寿苑	大阪市西成区南津守7-12-32
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム白寿苑	大阪市西成区南津守7-12-32
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	つむぎ苑	大阪市西成区南津守7-14-33
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	あり	デイサービスぼかぼか	大阪市西成区南津守7-12-32
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援			
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問介護	あり	ヘルパーステーション白寿苑	大阪市西成区南津守7-14-33
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所介護	あり		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	特別養護老人ホーム白寿苑	大阪市西成区南津守7-12-32
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	つむぎ苑	大阪市西成区南津守7-14-33
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	あり	デイサービスぼかぼか	大阪市西成区南津守7-12-32
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	あり	玉出地域包括支援センター	大阪市西成区南津守7-12-32
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	あり	特別養護老人ホーム白寿苑	大阪市西成区南津守7-12-32
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供する入居者の個別選択によるサービス一覧表

		個別の利用料で実施するサービス		備 考
			料金※(税抜)	
介護サービス	食事介助	あり	月額費に含む	
	排せつ介助・おむつ交換	あり	月額費に含む	
	おむつ代	なし		実費負担
	入浴(一般浴) 介助・清拭	あり	2回/週までは月額費に含む	
	特浴介助	あり	2回/週までは月額費に含む	
	身辺介助(移動・着替え等)	あり	月額費に含む	
	機能訓練	あり	必要に応じて	身体状況に応じた必要な訓練
	通院介助	あり	月額費に含む	協力医療機関以外への通院介助については1,540円/1時間の実費
生活サービス	居室清掃	あり	2回/週までは月額費に含む	週2回以上の場合は1,540円/回
	リネン交換	あり	必要に応じて	
	日常の洗濯	あり	必要に応じて	週2回以上の場合は1,540円/回
	居室配膳・下膳	あり	必要に応じて	
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	あり	献立で対応できるもの	特別に必要なものは相談
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり	基本料金1,800円+オプション料金	外部からの訪問理美容
	買い物代行	あり	週2回までは月額費に含む	週2回以上は1,540円/円
	役所手続代行	あり	月額費に含む	
	金銭・貯金管理	なし		
健康管理サービス	定期健康診断	あり	月額費に含む	希望により年1回
	健康相談	あり	月額費に含む	随時
	生活指導・栄養指導	あり	月額費に含む	随時
	服薬支援	あり	月額費に含む	随時
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	あり	月額費に含む	随時
入退院のサービス	移送サービス	あり	月額費に含む	協力病院以外の医療機関への移送については1,540円/1時間
	入退院時の同行	あり	月額費に含む	協力病院以外の医療機関への移送については1,540円/1時間
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり		必要に応じて実施(要相談)
	入院中の見舞い訪問	あり		必要に応じて実施(要相談)

※1利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割又は2割の利用者負担)。ケアプランに定められた回数を超える分は介護保険外サービス。

※2「あり」を選択したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、1回当たりの金額など単位を明確にして入力する。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価

2級地 10.72円

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割負担となります。

基本費用		1日あたり (円)		30日あたり (円)		備考	
要介護度	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
要支援 1	179	1,918	192	57,566	5,757	介護予防特定施設 入居者生活介護の 費用	
要支援 2	308	3,301	331	99,052	9,906		
要介護 1	533	5,713	572	171,412	17,142	短期利用特定施設 入居者生活介護も 同額の費用	
要介護 2	597	6,399	640	191,995	19,200		
要介護 3	666	7,139	714	214,185	21,419		
要介護 4	730	7,825	783	234,768	23,477		
要介護 5	798	8,554	856	256,636	25,664		
		1日あたり (円)		30日あたり (円)			
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
個別機能訓練加算	なし						
夜間看護体制加算	なし						
医療機関連携加算	あり	80	-	-	857	86	1月につき
看取り介護加算	なし						
認知症専門ケア加算	なし						
サービス提供体制強化加算	(I) ロ	12	128	13	3,859	386	
介護職員処遇改善加算	(III)	(介護予防) 特定施設入居者生活介護+加算単位数) × 3.3%の単位数の内90%					1月につき

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること) 【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活に必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

- ・個別機能訓練加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。
（理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師）
 - ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のもものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。
- ・夜間看護体制加算【要支援は除く】
 - ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めている場合。
 - ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
 - ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- ・医療機関連携加算【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・看護職員が、利用者ごとに健康の状況を継続的に記録していること。
 - ・利用者の同意を得て、協力医療機関又は当該利用者の主治医の医師に対して、利用者の健康状況について月1回以上情報を提供したこと。
- ・看取り介護加算【要支援と短期利用（地域密着含む）は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。
医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
 - ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
 - ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。
- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用（地域密着含む）は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ
前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上。
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）
別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出ている場合。

(別添4) 介護保険自己負担額(参考:加算項目別報酬金額:2級地(地域加算7.2%))

① 介護報酬額の自己負担基準表(介護保険報酬額の1割又は2割を負担していただきます。)

	単位	介護報酬額/月	自己負担分/月 (1割負担の場合)	自己負担分/月 (2割負担の場合)
要支援1	179 単位/日	57,566円	5,757円	11,514円
要支援2	308 単位/日	99,052円	9,906円	19,811円
要介護1	533 単位/日	171,412円	17,142円	34,283円
要介護2	597 単位/日	191,995円	19,200円	38,399円
要介護3	666 単位/日	214,185円	21,419円	42,837円
要介護4	730 単位/日	234,768円	23,477円	46,954円
要介護5	798 単位/日	256,636円	25,664円	51,328円
個別機能訓練加算	12 単位/日	3,859円	386円	772円
夜間看護体制加算	10 単位/日	3,216円	322円	644円
医療機関連携加算	80 単位/日	857円	86円	172円
看取り介護加算 (死亡日以前4日以上30日以下)	144 単位/日	46,310円	4,631円	9,262円
看取り介護加算 (死亡日以前2日又は3日)	680 単位/日	218,688円	21,869円	43,738円
看取り介護加算 (死亡日)	1280 単位/日	411,648円	41,165円	82,330円
看取り介護加算 (看取り介護一人当たり)	(最大6528単位)	(最大6,9980円)	(最大6,998円)	(最大13,996円)
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位/日	964円	97円	193円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位/日	1,286円	129円	258円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	18 単位/日	5,788円	579円	1,158円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	12 単位/日	3,859円	386円	772円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	6 単位/日	1,929円	193円	386円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位/日	1,929円	193円	386円
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	192~805 単位/日	2058円~8630円	206円~861円	412円~1726円

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		64,341円	107,189円	181,939円	203,208円	226,127円	247,385円	269,983円
自己負担	(1割の場合)	6,435円	10,719円	18,194円	20,321円	22,613円	24,739円	26,999円
	(2割の場合)	12,869円	21,438円	36,388円	40,642円	45,226円	49,477円	53,997円

・本表は、医療機関連携加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ、介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を算定の場合の例です。